

令和5年第2回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和5年12月8日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第2号
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償等にする条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第3号
会計年度任用職員の給与並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第4号
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第5号
住田町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第6号
住田町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第12号
住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第7号
令和5年度住田町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第8号
令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第9号
令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 認定第10号
令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 認定第11号
令和5年度住田町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 閉会中の継続調査申出

(総務教民常任委員会)

日程第13 閉会中の継続調査申出

(産業経済常任委員会)

日程第13 閉会中の継続調査申出

(広報編集常任委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員(12名)

1番	金野千津君	7番	阿部祐一君
2番	萩原勝君	8番	林崎幸正君
3番	佐々木初雄君	9番	菊池孝君
4番	佐々木信一君	10番	高橋靖君
5番	瀧本正徳君	11番	水野正勝君
6番	村上薫君	12番	佐々木春一君

欠席委員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育長	松高正俊君
副町長	小向正悟君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	高萩政之君	企画財政課長	佐々木淳一君
町民生活課長	鈴木絹子君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君
建設課長	横澤広幸君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	菊田賢一君
林政課長	佐々木暁文君	教育次長	多田裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅野享一 係 長 高橋京美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1～日程第4 議案第1号～議案第4号

○議長（佐々木春一君） 日程第1、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第1号から議案第4号について、一括して提案理由の説明をいたします。

一般職の職員につきましては、公務員として、労働基本権制約の代償措置で給与勧告制度が設けられており、本町においてもこれまでその勧告に準じて給与改正を行ってきたところでございます。

岩手県人事委員会は、令和5年10月17日に令和5年度の勧告を行ったところであり、岩手県では、県議会12月定例会において、関係条例の上程を行っていることから、本町といたしましても県に準じて条例の一部を改正しようとするものでございます。

一般職の職員の主な改正内容は、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月ずつ、また初任給を含め、給与表全体を引き上げようとするものであります。

特別職につきましては、今般の一般職の職員の例に準じ、条例の一部を改正しようとするものであります。特別職の改正内容は、期末手当の支給月数を0.10月引き上げようとするものであります。

会計年度任用職員につきましては、今般の一般職の職員の例に準じ、条例の一部を改正しようとするものであります。会計年度任用職員の主な改正内容は、令和5年度は、期末手当を0.05月引上げ、令和6年度は新たに勤勉手当を新設し、期末手当、勤勉手当の支給率を一般の職員と同率としようとするものであります。

議会の議員につきましては、諸般の情勢に鑑み、勧告の例を参考として条例の一部を改正しようとするものであります。議会の議員の改正内容は、期末手当の支給月数を0.10月引き上げようとするものであります。

それでは、各議案書により御説明いたします。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第1号、1ページ、新旧対照表、表1を御覧ください。

第20条は、令和5年12月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数について、一般の職員は100分の122.5から100分の127.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の67.5から100分の70にそれぞれ引き上げようとするものであります。

第21条は、令和5年12月期の勤勉手当の支給月数の改正で、勤勉手当の支給月数について、一般職員は100分の97.5から100分の102.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の47.5から100分の50にそれぞれ引き上げようとするものであります。

2ページから24ページを御覧ください。

別表第1、行政職給料表、別表第2、医療職給料表について、給与月額を県に準じて増額改定しようとするものであります。

24ページ、新旧対照表、表2を御覧ください。

第20条は、令和6年度以降に適用する改正で、令和6年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、一般職員は100分の127.5から100分の125に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の70から100分の68.75にしようとするものであります。

第21条は、令和6年度以降に適用する改正で、令和6年度以降の勤勉手当の支給月数を平準化するため、一般職員は100分の102.5から100分の100に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の50から100分の48.75にしようとするものであります。

25ページを御覧ください。次に附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。第2項は適用する日を定めるものであります。第3項は、令和5年4月1日の前述の異動者の号級の調整を定めるものであります。第4項は、改正前の条例規定に基づいて支給した給与を改正後の給与の内払いとみなすことを定めるものであります。第5項は、規則への委任であります。

次に、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下、改正条文で説明をいたします。

議案第2号 表1を御覧ください。第3条第2項は、令和5年12月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数を100分の165から100分の175に引き上げようとするものであります。

表2を御覧ください。

第3条第2項は、令和6年度以降に適用する改正で、令和6年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、100分の175から100分の170にしようとするものであります。

次に附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2の規定は令和6年4月1日から施行するものであります。第2項は表1を令和5年12月1日より適用するものであります。第3項は、支給された給与は内払いとみなすものであります。

次に、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下、改正条文で説明いたします。

議案第3号、1ページ、表1を御覧ください。

第15条第2項は、令和5年12月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数を100分の127.5から100分の132.5に引き上げようとするものであります。

表2を御覧ください。

第2条は、会計年度任用職員の給与について、勤勉手当を加えようとするものであります。

第4条は、勤勉手当の支給額、支給方法について、給与条例適用職員と別に定めようとするものであります。第15条第2項は、令和6年度以降に適用する改正で、令和6年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、100分の132.5から100分の125にしようとするものであります。

第17条の2は、会計年度任用職員の勤勉手当について、支給額及び支給方法を定めようとするものであります。

2ページを御覧ください。第24条は、単純労務者の給与について勤勉手当を加えようとするものであります。

次に附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2の規定は、令和6年4月1日から施行するものであります。第2項は、表1を令和5年12月1日より適用するものであります。第3項は、支給された給与は内払いとみなすものであります。

最後に、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下、改正条文で説明いたします。

議案第4号、1ページ、表1を御覧ください。

第5条第2項は、令和5年12月期の期末手当の支給月数の改正で、期末手当の支給月数を100分の165から100分の175に引き上げようとするものであります。

表2を御覧ください。

第5条第2項は、令和6年度以降に適用する改正で、令和6年度以降の期末手当の支給月数を平準化するため、100分の175から100分の170にしようとするものであります。

次に附則であります。

第1項は、施行期日を公布の日とし、表2の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。第2項は、表1を令和5年12月1日より適用するものであります。第3項は、

支給された報酬は内払いとみなすものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、議案第5号 住田町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長 山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第5号 住田町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の条例改正は、町民の行政ニーズに即応でき、重要な課題解決に対応できる組織づくりが必要であることから、町民目線に立った所要の改正をしようとするものであります。

それでは対照表により御説明いたします。対照表を御覧ください。

第1条は、町民生活課と税務課を統合し、住民税務課に、農政課の名称を農政商工課に変更するとともに、（4）以降の番号を順次繰り上げるものであります。

次に、附則でございます。

この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 質問いたします。今回の課の設置条例は、それぞれ農政課が農政商工課になるとか、そのような、具体的に今までやってる業務が分かりやすくなるという意味では大変よろしいかと思えます。ただ、私が思うに、この看板のみを変えても中身が伴っていませんと実効性に乏しいというふうに考えております。

町長にお尋ねをしたいのですが、先月20日に観光協会の役員の方々が事務局体制の強化の要望書を町長に提出をいたし、面談をいたしました。何とか1人でも増やしてほしいという中身ではございます。来年の4月には、新しい滝観洞観光センターもできます。これを契機に、ますます観光振興や町の魅力づくりに力を注いでいかなければならないと思いますが、町長の今後の事務局体制の強化、あるいは観光振興に対する決意をお伺いしたいと思えます。

○議長（佐々木春一君） 農政課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 私もその場に同席をしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、去る11月20日に住田町観光協会長、副会長、事務局の方が事務局体制構築に係る支援について御要望がございました。

対応につきましては、町長のほか私と商工観光の係長が対応したところでございます。要望内容につきましては、観光協会の現状の報告を受け、コロナ禍にあつて、5類移行になったことで、観光事業も活発化する中で、組織強化、支援の要望をいただいたところでございます。当町といたしましても、このような現状を再認識したところであり、観光協会の体制強化、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 役員の方々が提出をされた要望書再認識をしたということで、1人ではそれこそコロナにかかられる、感染症になる、病欠になる、そういうふうになった場合、全然もう動かなくなってしまいます。そういう意味では、今後、今課長も言いましたが、ぜひ早急に事務局体制の強化を図っていただきたいと思えます。今、課長から答弁がございましたが、次は町長ですよ。町長をお願いしますね。

私は以前から、観光に対する計画、振興計画とか、その推進計画というのが住田町にはないと。これは恐らく33市町村住田町だけじゃないかというふうにも思いますが、その辺のところ、来年度次期総合計画、令和7年度からに向けてですが、ぜひ来年度中にこの方向性

ですね、振興計画をつくるという計画の中に入れていただきたいというふうに思います。そこがこれからまた住田町の観光振興につながっていくのじゃないかというふうに思いますので、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木春一君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） まさに事業については、計画という部分が必要だというふうに認識しております。またどの分野においてもこのとおり、先ほど村上議員から例えばコロナの部分、話も出ましたけども、コロナ対策についても、現実テレビで何回も報道があったとおり、尾身 茂先生が前面に立って、あのときは、委員会がプロの人たち、疫学に関するプロの人たち、疾病に関する、ウイルス学に関するプロの人、様々な分野のプロが集まって、今後どうするかというようなことで議論されながら施策を打ってこられております。

町においても同じようにその分野分野それぞれの思い、それぞれの方向あります。そういう部分で、まさに計画立案についても観光協会等、また、その会員の皆様方含めて中身をどういうふうにしていくかというところの議論を深めながら、今後計画に反映させていかなければいけない。これが町独自でつくるというものではないというふうに捉えております。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） ぜひ、前にも私例を挙げながら、西和賀であるとか、葛巻町とか最近には田野畑村さんも非常に一生懸命登録DMOですか、そのような形で、DMOというのは、結局今町長からお答えがありました、町だけじゃなくて、いろんな分野の関係者が集まって協力してやっていこうということでございますので、ぜひ来年度以降、そういう体制をつくりながら進めていただきたいと、これは強く要望をしておきたいとします。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） それでは今回の改正に関わる、何で提案かという辺りの部分についての確認をさせていただきたいと思いますが、今の役場の体制・機構について、何か町民のほうから意見があったのかと、見直しをすべきだというふうな形の中の話があったかどうかをまず確認したいとします。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 町民から組織機構の見直しということで具体的な意見はなかったところでございます。庁舎内において、様々な部分から検討し、行ったものでございます。以上であります。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） このような見直しについては、いかにしたら目的を果たせるかということで大変いいことだと私は思っています。それで、ただ役場内の満足度もそうなんですが、やはりこういう大きく変わる場合については、きちんと町民等が分かるような形で示してほしいなということが常に思っております。

それで町民等にこういうふうな流れの説明等については広報なのか、何かの形でやるのかという辺りについて、今後の見直しをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） お答えをいたします。広報等で周知していきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） それでは今回の住田町の課設置条例の一部を改正する条例への賛成の立場から討論します。

今回の改正は、役場内からの話ということでスタートはしたわけではございますが、人口減少や高齢化の進む中、今今の町の課題への対応のための体制の整備、見直しを進めるというふうに感じております。課題はいっぱいあります。特にもう本定例会では、一般の質問の中では交流人口のこと、観光振興のこと、DXの推進、公共施設の在り方、学校統合のこと、耕作放棄の問題、深刻する鳥獣被害の課題等々、住田の今と将来に係る課題が出され、討論されております。

産業振興策を含め、今今取り組むべき深刻な大きな課題へ役場一丸となって、アクティブな姿勢で向かうための体制見直し、条例の一部改正であると思っております。住民ニーズに的確に応える動きの速い、対応のよい活力ある住田町、町の経営がなされることを期待し、楽しみに賛成討論とします。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 原案に賛成者の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 住田町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 住田町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第6、議案第6号 住田町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子さん。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第6号 住田町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、空き家等の所有者の責務の強化、管理の確保等の本町における空き家対策の促進のため、所要の改正をしようとするものです。

それでは対照表により説明いたします。

1 ページ、題名及び第1条の改正は、法律の表現に合わせ、適正を適切と改めようとするものです。第3条は、空き家等の所有者等の責務を強化し、空き家等の所有者は、国、県、町の施策に協力しなければならないとしようとするものです。第5条及び第6条は、法律の引用の条ずれを改めようとするものです。第7条は、法律と重複している条文を削除しようとするものです。

2 ページ御覧ください。

第8条は、指導勧告等の行政処分に必要な事柄を空家等の所有者からの報告の義務の規定を加えようとするものです。第9条及び第10条第1項は、法律と重複している条文を削除しようとするものです。

第11条及び3ページ第12条は、管理不全空き家の所有者への助言または指導、勧告の行政処分をしようとするものです

3ページを御覧ください。第13条は、法律及び条例の引用のずれを改めようとするものです。

第14条は、法律に合わせ、文言を整理しようとするものです。

4ページを御覧ください。附則は施行についてでございます。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行日からとしようとするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今回の空家等の適正管理に関する条例の一部改正は、いずれ今までの特定空家にさらに管理不全空家が加わったというふうに理解をいたします。そこで、今回住宅用地のそういうふうになりますと、固定資産税の特例が除外されるなど大変重要な点が含まれております。これらを町民の方、あるいは、多くは子供さん方が遠くにおられて、御実家のところが空き家になっているというのがかなりあります。そうしますと、町民だけじゃなくて、町外にいるそういう方々にも通知をしてあげないと、なかなかこれ実効性が伴わないというふうに思います。どのようにそういう町民や、あるいは町外の方々への周知を図っていくお考えか、お聞きいたします。

○議長（佐々木春一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 周知でございますけれども、この改正による周知につきましては、広報及びホームページ等でお知らせをして、管理不全空き家についても指導等の対象になってきますというお知らせをしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） なかなか広報とかホームページとかですと、町外にいる方ですと、分からない部分があると思いますね。ですから、具体的に通知をして、連絡先が分かるのであれば、もうこういう法律改正になりましたと。重要な変更になりますよということも

お知らせしてあげれば、より親切かなというふうに思います。

それが1点と、それから下有住の十字字のほうにある旧ガーネットだった工場の建屋があるんですが、これはもう既に特定空家の状態です。物が飛んでくるとか、周辺の方々からいろんな苦情があります。この件については、どのように今後町のほうとして対応していくのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 現在、特定空家等の調査を行っている段階ではございますけれども、それは主には居住に関してあったものについて行っているものでございます。今後、工場等について検討が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） この空き家問題については、全国もさることながら、住田町でも深刻で、今回の改正については、今までの法律、条例等の補完というふうな部分の解釈でいいのかなというふうに思ってますが、この法律の何で出たかの法律の目的があるわけなんです。果たして生かされているのかなというふうに思ってます。動きが悪いように感じていますが、このことに関わって、空き家等に関わって地域住民等の声がどのぐらい寄せられているか、それから役場は立入りとか、そういうふうな形の動きがどのぐらいあるのかについて伺います。

○議長（佐々木春一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 現在、町民から直接お知らせをいただいているものについて、正確な数字をちょっとあれなんですけども、5件ぐらい来ていたと捉えております。その5件について、今回、空き家の調査報告書というのが以前ありまして、その中で、特定空家ではないかと思われる空き家の調査と併せて調査している段階でございます。動きが鈍く感じられて大変申し訳なく、皆さんには思っておりますけれども、今後も調査を進めて必要な措置を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 個人の所有権がある部分についての関わり合いでございますので、ただやったんでは別な問題になりますから、その点については十分留意しながらやっていただきたいと思いますが、いずれこの運用に関わっては、空家等の対策協議会というのが大きな、

との関係でもっての意見が大きいと思います。そういう中では空き家等の対策協議会のメンバーもそうなんだろうが、予算的には、ウツとこう思うような金額にもなってますので、やはりこれを進め、いっぱいいっぱい空家の問題というのがありますので、野中の一軒家であれば、ひっくり返っても問題ないんですが、まち中でさえ出てますので、そういう中では、協議会の意見等のセットでも、今回の改正部分の管理不全空家の部分だけじゃなくって、今今見れば分かるようなところいっぱいありますので、そういう中では対策協議会のほうとの連絡を密にやっていくべきではないかというふうに思ってます。どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議員おっしゃるとおり、協議会のほうと調整を図りながら、今後の施策に向けて協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 住田町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 住田町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第12号

○議長（佐々木春一君） 日程第7、議案第12号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 議案第12号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の改正が令和6年1月1日に施行されることに伴い、住田町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから改正しようとするものであります。

改正内容を新旧対照表により御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

第23条第3項は、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産予定等の被保険者が属する場合に、その納税義務者に対して課税する所得割額及び均等割額について、出産予定日または出産日の属する月の前月、多胎妊娠の場合は、3か月前から翌々月までの計4か月分、多胎妊娠の場合は、計6か月分を減額しようとするもので、第1号から2ページ目にかけての第6号において基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について、その減額方法を定めようとするものです。

2 ページ目を御覧ください。

第24条の3第1項から第3項は、その減額を受けようとする際に、町長に提出する届け書の記載事項、添付書類、提出時期について定めようとするものであります

3 ページ目を御覧ください。

同条第4項は、町長が届け書において明らかにすべき事項を確認することができる場合の届出の省略について定めようとするものであります。

附則第1項は施行期日を定めるもので、令和6年1月1日から適用しようとするものであります。

附則第2項は、経過措置を定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議長（佐々木春一君） 日程第8、議案第7号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 議案第7号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,226万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ52億9,944万7,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2 歳入を御覧ください。

14 款国庫支出金 7,704 万 9,000 円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7,564 万 7,000 円の増が主なものであります。

15 款県支出金 304 万 6,000 円の減は、農地利用効率化等支援交付金 600 万円の減が主なものであります。

18 款繰入金 3,741 万 1,000 円の増は、財政調整基金繰入金 3,741 万 1,000 円の増によるものであります。

20 款諸収入 85 万 1,000 円の増は、社会保険高額療養費 180 万円の増が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3 ページをお開き願います。

なお、詳細は 10 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3 歳出を御覧ください。

1 款議会費 3 万 1,000 円の増は、職員人件費の増によるものであります。

2 款総務費 471 万 9,000 円の減は、職員人件費の減が主なものであります。

3 款民生費 8,768 万 5,000 円の増は、物価高騰緊急支援給付金 4,900 万円の計上が主なものであります。

4 款衛生費 1,195 万 6,000 円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費過年度国庫負担金返還金 1,035 万円の計上が主なものであります。

6 款農林業費 329 万 3,000 円の減は、農地利用効率化等支援交付金 600 万円の減が主なものであります。

7 款商工費 1,373 万円の増は、住田チケット 2023 + 1 発行等業務委託料の計上が主なものであります。

8 款土木費 203 万 7,000 円の増は、赤畑地区急傾斜地崩壊対策事業費等負担金 150 万円の増が主なものであります。

10 款教育費 460 万 7,000 円の増は、職員人件費の増が主なものであります。

12 款公債費 23 万 1,000 円の増は、過疎対策事業債 18 万 8,000 円の増が主なものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2 番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点伺います。

8ページ、一番上の14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,564万7,000円について伺います。

この支出金についてですけれども、どういう事業に使われているのか、伺っているところでは学校の給食費等いろいろなところに使われているというふうに伺っていますが、どういう事業に使われているのか伺います。

2点目。10ページ一番下、空き家・空き地等情報バンク運営業務委託料148万8,000円の減について伺います。

空き家バンクは、町外の業者に入札で委託が移って運営されていたというふうに思っておりましたが、減額金額の中身は何なのか、また、空き家バンクの運営等どうなっているのか、滞りないのかどうか伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） まずは1点目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使い道について御説明いたします。

こちらの交付金につきましては、まず低所得世帯支援枠といたしまして、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金ということで、非課税世帯に対しまして交付する事業に充当させていただいております。そのほかにつきましては推奨事業メニューといたしまして、子育て世帯臨時特別支援金、介護サービス事業所等価格高騰対策支援金、福祉灯油、すみチケ2023+1発売事業、それから学校給食負担支援事業というメニューのほうに充当させていただいております。

続きまして2点目の御質問にもお答えいたします。

2点目の御質問の空家・空き地等情報バンク運営業務委託料の減額についてでございます。

こちらにつきましては、一般競争入札を行いまして、委託先と契約することで進めておりましたが、一般競争入札を行った結果、参加者がゼロということになりましたので、結果的には業務委託ができないということになりました。よって、この運営業務につきましては、現在企画財政課内の担当者が運営を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点目についてだけ伺います。

2点目の空き家バンクのことですけども、まず、町内の業者、それから町外の業者と移ってきて、今回何か問題があって入札が成立しなかったんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 入札を行う告示等々行ったわけではございますが、当日の参加者がいなかったために委託契約に至らなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） その最後の業者としては町外の業者だったと思うんですが、その業者から、何か御意見のようなものはあったんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） なぜ参加しなかったのかの理由については、その業者からは伺っていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 5番、瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 細かいことで申し訳ないんですが、10ページの企画費の中の費用弁償、要するに旅費の件なんですけど、ここではマイナスの14万というふうになってますけども、旅費というのはイコール事業に関わる部分でございますので、そういう中では旅費を減らすということについては理由があって減らすということになります。事業を取りやめるか縮小かという辺りがあると思うんですが、この辺の説明をいただきたいというふうに思います。

2つ目は、12ページの3の老人福祉費の部分で、養護老人ホーム委託料64万2,000円の増なんですけども、金額云々じゃなくて理由を教えてくださいというふうに思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 私のほうからは、1点目の費用弁償の減額の件につきましてお答えさせていただきます。

こちらの費用弁償、マイナス14万でございますが、こちらはふるさと住田会の集いのほうに参加する際の物販の商品ですとか、それから当日披露します郷土芸能等の荷物を運ぶために経費を計上していたところではございますが、今回の開催に当たりましては、トラックをレンタルいたしまして運ぶ必要が生じたところ、住田会の役員会等と協議をさせてい

ただきまして、住田会のほうの経費で見ただけということになりましたので、それ相応額のほうを今回減額させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 養護老人ホーム委託料の増の理由でございますが、今後利用者が見込まれるというところで予算増としているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 1点目については了解しました。

2点目なんですが、要するに、当初の予定よりも人が利用者が増えるというふうなことで解釈してよろしいですね。

○議長（佐々木春一君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 2点お伺いいたします。

14ページ、15ページに関わりますが、6款農林業費、1項農業費、3目農業振興費で、18節、24節に関わりますが、これは住田遠野ウインドファームに係るものかというふうに捉えておりますが、この火の土地域振興交付金240万円、それから町の再生可能エネルギー活用基金積立金2,160万ほど計上になっております。これらは、今後何年間歳入の見通しになるのか、合計で大体どのぐらいの基金の総額を最終的に予想しているのか、お尋ねをいたします。

それから17ページ、17ページでなくてもほかにもあるんですが、10款教育費の5項社会教育費、2の公民館費の18節の負担金のところに会計年度任用職員の県機構負担金ということで、ほかにも見ましたらば、この県機構負担金というのがありまして、額的には小さいんですが、会計任用職員については、いろいろ処遇改善をしていただきありがとうございます。この県の機構負担金というのは何のための負担金なのか、知りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木春一君） 農政課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 私からは1点目の6款24節積立金の部分についてお答えいたします。

議員御質問のとおり、風力発電の部分での計上でございます。農山漁村再生可能エネルギー法に基づく売電収益の一部を資金協力し、地域の活性化に寄与するとされておりますので、

寄附を受けようとするものでございます。この部分につきましては20年間交付を予定しております。今般2,400万の積立てというふうな部分になりますので、20年であれば4億8,000万です。そういったところを予定しているところでございます。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 会計年度任用職員の県機構負担金の関係にお答えをいたします。

この負担金につきましては、職員にも同じような負担金がございます。職員の場合は岩手県市町村職員健康福利機構負担金というようなことになってございます。この負担金を利用いたしまして福利厚生の部分の事業を実施するということになってございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 1番目の住田遠野ウインドファームに関わってですが、20年間ということで、約20年間ですと基金のほうは4億8,000万ほど収入になるかなという予想と聞きました。そこで歳入になる部分については、このほかにも償却資産税が多分関わってくるんだろーと思いますが、これは大体どれぐらいを見込んでいるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 償却資産の税額の見込みですけども、今手持ちの資料で数字持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（佐々木春一君） 7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 1点だけお聞きいたします。ページは14ページの一番下のほうです。6款1項3目18節、先ほど農業振興費のほうで6番議員からありました。私のほうは、農地利用効率化支援交付金600万円の減ですが、これは歳入のほうからも、そのまま600万歳入減で、支出も減となっておりますが、これは認定農業者、農業をやる上では重要な補助制度でございますが、そのまま減額になった理由をお伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 減額の要因でございますが、当初農業施設、あとは農業機械の購入を考えられている方がおりましたので、当初予算に計上をしたところでありまして、事業の見直しを行いまして、今年度は手を上げないというふうな部分をお聞きしましたので減額をするところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 住田町内、地域によって差はありますが、上有住、下有住地域では集積等も進んでおりますが、担い手も見えてきております。そうすると、この事業も来年度も計画できるということで、そういう準備をしているということで捉えていいのですか。

○議長（佐々木春一君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 事業の見直しをしておりますので、来年度につきましては、この事業は利用しないというふうな部分がございますので、今のところは考えてはおりません。以上です。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に保留いたしました6番、村上 薫君の質問に対する答弁を求めます。

税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 村上議員から御質問のございました住田遠野ウインドファームの

償却資産に係る固定資産税の見込みという御質問だったかと思えます。こちらにつきましては、課税となる償却資産については、風車そのものと送電線が主なものというふうに考えております。こちらの課税については、令和6年度からの課税になりまして、現在その申告を待っている状況です。参考になる事例等もちょっと持ち合わせてないものですから、現時点ではちょっと税額の見込み立てられていないというところが現状でございます。

以上です。

◎日程第9 議案第8号

○議長（佐々木春一君） 日程第9、議案第8号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、鈴木絹子さん。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第8号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,254万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,467万2,000円とするものであります。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正より御説明いたします。

初めに歳入について御説明いたします。

なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2 歳入を御覧ください。

3款県支出金3,225万1,000円の増は、普通交付金の増によるものが主なものです。

5款繰入金29万8,000円の増は、保険基盤安定繰入金の増によるものが主なものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3 歳出を御覧ください。

1款総務費22万4,000円の増は、人件費等の増によるものが主なものです。

2款保険給付費3,216万2,000円の増は、一般被保険者医療費保険者負担金の増

によるものが主なものです。

3款国民健康保険事業費納付金342万7,000円の減は、一般被保険者医療費給付費分納付金の減によるものです。

8款諸支出金359万円の増は、国庫県支出金等返還金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和5年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第9号

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第9号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第9号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

初めに、保険事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明します。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,427万1,000円としようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を4ページ、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

4ページをお開きください。

まず歳入について御説明いたします。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2 歳入を御覧ください。

3款国庫支出金15万7,000円の減は、国庫補助金の減によるものです。

4款支払基金交付金14万円の増は、支払基金交付金の増によるものです。

5款県支出金7万9,000円の減は、県補助金の減によるものです。

7款繰入金4万1,000円の増は、一般会計繰入金の増が主なものです。

次に歳出について御説明いたします。

詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3 歳出を御覧ください。

1款総務費16万5,000円の増は、介護事業所台帳管理システム導入委託料の増が主なものです。

5款地域支援事業22万円の減は、生活支援コーディネーター設置事業委託料の減が主なものです。

続きまして介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ324万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を16ページ、第1表、歳入歳出補正予算により御説明いたします。

16ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は18ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、2 歳入を御覧ください。

1款サービス収入16万5,000円の増は、介護予防サービス計画収入の増によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は同じく18ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書、3歳出を御覧ください。

1款サービス事業費16万5,000円の増は、予防給付ケアマネジメント業務委託料の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和5年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議長（佐々木春一君） 日程第11、議案第10号 令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 議案第10号 令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第

2号)について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条の収益的支出の予定額の補正は、既決予定額から170万2,000円を減額しようとするものであります。

第3条の議会の議決を受けなければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費の既決予定額から170万2,000円を減額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的支出の補正は、1款1項4目総係費の職員給与費を給与改定などに伴い170万2,000円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(佐々木春一君) これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(佐々木春一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(佐々木春一君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(佐々木春一君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号 令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(佐々木春一君) 起立多数であります。

したがって、議案第10号 令和5年度住田町簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第11号

○議長（佐々木春一君） 日程第12、議案第11号 令和5年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 議案第11号、令和5年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条の収益的収入及び支出の収入の予定額の補正は、既決予定額から756万2,000円を減額しようとするものであります。

支出の予定額の補正は、既決予定額から1,486万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、第3条の議会の議決を受けなければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費の既決予定額を25万7,000円増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入の補正は1款2項2目負担金補助金及び報償金の社会資本整備総合交付金について756万2,000円を減額するものであります。

支出の補正は、1款1項3目総係費の職員給与費を給与改定に伴い25万7,000円増額し、公共下水道ストックマネジメント修繕改築計画策定業務委託料1,512万5,000円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 3ページの支出、1款公共下水道事業費用、1項営業費用、3総係費の14節になります。委託料1,512万5,000円、公共下水道ストックマネジメント修繕改築計画策定業務委託料、これが減になっているわけですが、今回これの委託を取り下げた理由と、どのような修繕改築を考えていたのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 建設課長、横澤広幸君。

○建設課長（横澤広幸君） 今回の補正は、全て取り下げることではなくて減額補正で

ございまして、事業費が確定してございまして、入札残を今回減額するものでございまして。
というのは令和4年度におきまして、この基本計画を策定してございましてけれども、その納品が本年の3月となつてございましたので、結果的に当初予算要求時には最大限の積算をするという必要があつたものですから、その部分で予算執行してございまして。その結果、入札においてこの部分が確定したということで減額させていただくものであります。内容につきましては、今後5年間に施設、処理場、あるいはポンプ場、そういった部分の機械、電気、土木、建築の設備がそれぞれございまして。その部分の施設点検をどのような調査をするかという部分を含めまして令和6年度以降にそういった部分を現実的にどうしたらいいかというところを今策定している段階でございまして。以上でございまして。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 入札によりましての金額がこれで補正をするということ分かりました。今後5年間ということで処理場の機械とかいろいろな施設を修繕、改築をしていく計画だということですが、大体この修繕、改築にはどのぐらいかかるものなのか。国の交付金とか、そういうものがどの程度、交付率は何%ぐらい、そういう事業の場合あるのかお尋ねいたします。

○議長（佐々木春一君） 建設課長。

○建設課長（横澤広幸君） 昨年度実施しました基本計画の策定時には、およそ年間3,000万程度かかるかという部分で、大ざっぱにはいただいております。ただ、今回やっていく中で、大体その半分以下ぐらいでできるんじゃないかという部分で、予算の平準化を図るために実施してございまして、例えば令和7年度に1億円かかって、その次はかからないとかとなりますと、財源の不足等がありますので、そういったところをならしていくために計画策定してございまして。あと補助金、この計画をつくることによって社会資本整備総合交付金、そういった部分の補助金を2分の1で受けることができますので、そういった部分を活用しながら、今後とも老朽化する施設を維持していきたいというふうに考えてございまして。以上でございまして。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 令和5年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 令和5年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 閉会中の継続調査申出

○議長（佐々木春一君） 日程第13、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務教民常任委員長より所管事務調査について、住田町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第14 閉会中の継続調査申出

○議長（佐々木春一君） 日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

産業経済常任委員長より所管事務調査について、住田町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第15 閉会中の継続調査申出

○議長（佐々木春一君） 日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

広報編集常任委員長より所管事務調査について、住田町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君） これで本日の日程は全部終了しました。

第2回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員